

(別紙)

都税に係る軽減措置の継続について

1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 〔面積 200 m ² までの部分〕	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 〔面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分〕	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 〔負担水準が65%を超える商業地等〕	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで 軽減

2 民有地を活用した保育所等整備促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
認可保育所等のために 有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすもの	○創設 平成29年度 ○目的 ・ 待機児童の解消	固定資産税 } 都市計画税 } 10割 (5年度分)

※ 対象は23区内の土地です。